

捜査手法、取調べの高度化を図るための研究会
第23回会議（平成24年2月8日開催）議事要旨

第1 議題

最終報告に向けた議論

第2 概要等

1 事務局説明

事務局から、法制審議会特別部会の動向について説明した。

2 検討（ が委員からの御意見、 が関連意見）

最終報告案について議論が行われ、その結果、最終報告等について技術的な修正点を除き、研究会としての了解が得られた。概要は以下のとおり。

「えん罪を生まないための警察捜査を構築し」との表現や、「取調べ及び供述調書に過度に依存した捜査から脱却することによって」との表現があるが、問題は捜査だけにあるのではなく、刑事司法全体にあるし、えん罪も生まない仕組みは刑事司法全体の流れの中で考えるべきである。これらの部分は「刑事司法」又は「警察捜査・刑事司法」と修正すべきである。

研究会の議論は「警察捜査」に焦点を当てており、この原案でも問題ないと思われる。

「捜査」を「刑事司法」に置き換えると、この研究会の審議事項が何であったかを曖昧にしているように感じる。「警察捜査・刑事司法」とすべきである。

諸外国のDNA型データベースについては、指紋と同程度に活用されている国もあり、その実態を正しく示すためにもデータ登録数を具体的に記載すべき。また、DNA型データベースの拡充については、えん罪を防止する観点からも重要であるということと言及すべきである。

「深刻な無罪事件等」という表現があるが、無罪事件には様々なものがあり、全てに問題があるわけではない。一般国民がこの文章を読むと全ての無罪事件に問題があると考えてしまうのではないか。

「人違いであることが明らかになるなどの無罪事件等」としてはどうか。

取調べの適正化のための警察の取組として、被疑者の供述と客観的証拠等を精査する「供述吟味担当官」を設置していることにも言及すべきである。

諸外国の取調べについて、「弁解を聞く程度のもが多く」との表現があるが、米国等の例を見ると正確な表現ではないのではないかと。

諸外国との対比としては、原案の表現が分かりやすく、この部分を削ると意味が不明確になると考えられる。

「弁解を聞く程度」という表現は、偏った評価ではないか。

「国によって違いはあるものの、弁解を聞く程度のもが多く」としてはどうか。

取調べの録音・録画の試行について、可視化の在り方を検討するための実証的資料を得るためには、やはり「全過程を含む試行をすべき」とはっきり書くべきではないか。

制度として取調べの全過程を録音・録画すべきかどうかについて意見が分かれた以上、ここで「全過程を含む」との言葉は入れない。原案の文章はぎりぎりの着地点である。

3 国会公安委員会委員長謝辞

松原国家公安委員会委員長から、研究会におけるこれまでの議論に関し、各委員に対して謝意を述べるとともに、今後は、治安水準の維持・向上のため、警察庁において最終報告を踏まえた施策を推進する旨の挨拶があった。

第3 今後の予定

最終報告については、所要の修正等を行った後、座長から国家公安委員会委員長に報告の上、公表することとした。

以 上